

## 旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する検討部会運営要綱（案）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、本市観光振興に係る現状・課題などを踏まえ、将来に渡り持続可能な観光振興を図るための自主的な財源確保策について検討を行うため、旭川市中小企業審議会規則第4条第1項に基づき設置する、旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する検討部会（以下「部会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

## （所掌事項）

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 新たな観光財源の制度に関すること。
- (2) 新たな観光財源の使途に関すること。
- (3) その他、本市観光施策における目的の達成に必要な事項

## （構成）

第3条 部会は、別表1の委員及び臨時委員をもって構成する。

## （任期）

第4条 部会の委員及び臨時委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。ただし、必要に応じて延長することができる。

## （庶務）

第5条 部会の庶務は、旭川市観光スポーツ交流部観光課において行う。

## （委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会議で諮って定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行し、令和6年3月31日をもってその効力を失う。

別表 1

## 委員及び臨時委員

任期 令和5年 月 日から令和6年3月31日まで

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職 名	備 考
審議会委員			
学識経験者			
宿泊事業者			
観光事業者 及び 観光関係団体			
商工団体			
旅行関連 事業者			

## 補足

◇構成委員：8名（審議会委員1名，臨時委員7名）

◇内訳は審議会委員，学識経験者，宿泊事業者，観光事業者又は観光関係団体等を想定しておりますが，これらの委員及び臨時委員については，会長に一任することとします。